



豊田合成
グリーン調達ガイドライン
第4版

2020年10月改訂



TOYODA GOSEI

目次

I. はじめに	P1
II. 豊田合成の環境保全への取り組み	P2
III. お取り引き先様へのお願い事項	P3
1. <u>環境マネジメントシステムの構築</u>	P4
1-1. 環境マネジメントシステム構築の達成基準	
1-2. 依頼内容	
2. <u>環境関連法令等の遵守と環境パフォーマンスの向上</u>	P6
2-1. 環境関連法令等の遵守	
2-2. 生産活動における環境負荷低減の取り組み	
2-3. 物流における環境負荷低減の取り組み	
2-4. 自然共生の推進と生物多様性への配慮	
2-5. LCA データの提出	
3. <u>化学物質管理</u>	P7
3-1. 化学物質管理体制の構築	
3-2. 納入品の化学物質保証	
3-3. 敷地内に納入・持込み薬剤等	
IV. 添付資料	
IS014001 認証取得に関する調査表	付表 1
環境保全の取り組みに関する自己評価表	付表 2
豊田合成「環境負荷物質 非含有・報告宣言書」	付表 3
V. 用語説明	

表紙デザインコンセプト

森林から木漏れ日と木の葉の上の朝霧を地球に見立てたモチーフにより、「限りなき美しき地球・自然そして人」を表しています

I. はじめに

創業以来、私たち(豊田合成株式会社)は「環境への対応なくして企業の将来はない」との認識のもと、ゴム・樹脂などの高分子製品及びLEDの専門メーカーとして経営理念に掲げる「社会との共生」「環境との調和」に基づいた企業活動を行ってまいりました。

その取組みの実行計画として1993年に「第1次環境取組みプラン」を策定して以来、環境保全活動を積極的に推進しており2016年2月には2050年を見据えたTG2050環境チャレンジを策定。更にその具体的な活動内容として「第6次環境取組みプラン(2016年～2020年)」を策定、環境負荷を限りなく極小化していくことにチャレンジすることを発表し、「環境負荷低減」「環境経営」の2つの柱で取組みを推進しております。

その中でも、2009年2月よりスタートした「工場の森づくり」活動においては、海外拠点も含めて2016年6月時点で約28万の苗木を当社社員・家族のみならず地域の皆様にもご賛同・ご協力いただいで植樹を行い、それぞれの土地本来の潜在自然植生種を回復させることによる生態系保護と地球温暖化防止、ならびに地域社会との融合を図ろうとするものです。

このたび第6次環境取組みプランの策定を機に「豊田合成グリーン調達ガイドライン(第3版)」(2011年4月発行)の見直し・充実を行い、「豊田合成グリーン調達ガイドライン(第4版)」を発行いたしました。

従来、ガイドラインの3つの柱

- ・環境マネジメントシステムの構築
- ・法遵守と環境パフォーマンスの向上
- ・化学物質管理

の法遵守と環境パフォーマンスの向上に生物多様性を追加させて頂きました。

お取引先様におかれましては、趣旨をご賢察いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

豊田合成株式会社
調達本部

II. 豊田合成の環境保全への取り組み

豊田合成は、「経営理念」に社会への貢献・地球環境・資源の保全を掲げ、環境基本方針に基づき全社を挙げて環境保全活動に取り組んでおります。

具体的には、1993年に「環境取り組みプラン」を策定・公表して以来、第2次～第5次プラン(目標)を定期的に策定し、環境保全に貢献してきました。また現在は、2016年2月に「第6次環境取り組みプラン」を策定し、世の中の動向を踏まえ、より積極的な姿勢で環境保全への取り組みを進めております。

経営理念(抜粋)

<第1項>

私たちは、良き企業市民として、各国・地域に根差した事業活動および社会貢献活動により、経済・社会の発展に貢献します [社会への貢献]

<第5項>

私たちは、環境に配慮した製品の提供と工程づくりに努め、あらゆる企業活動を通じ、社会と連携して環境・資源を保全し、豊かな地球を未来に残すことに貢献します [地球環境・資源の保全]

環境基本方針

(1) 環境に配慮した事業活動の推進

開発・生産・販売の事業活動から廃棄までのすべての段階で、環境と深く関連していることを認識し、社内全部門はもとより、国内外連結会社、仕入先を含めた豊田合成グループとして、顧客・行政などとも協力・連携し、環境に配慮した事業活動を行なう。

(2) 企業市民としての取り組み

良き企業市民として、地域・社会の環境活動に取り組むとともに、各団体の環境活動への参加、支援・協力を行なう。

また、社員一人ひとりが地域・社会の一員として環境活動に取り組むための啓蒙・啓発を行なうとともに、社会貢献・ボランティア活動を支援する。

(3) こうした取り組み活動の情報を広く発信するとともに、各層からの意見を聴取し、さらなる改善活動に努める。

Ⅲ. お取り引き先様へのお願い事項

グリーン調達には環境に配慮した企業から環境負荷の少ない製品・部品、原材料、副資材等を購入することによって実現します。

そのために、お取り引き先様には以下のお願いをさせていただきます。

<グリーン調達ガイドラインでの要請内容一覧および報告様式>

(◎: 取り組みと報告を要請 ○: 取り組みを要請)

取り組み事項		対象お取り引き先様	製品・部品	原材料	副資材	物流*	工事/造園等	報告様式	
1. 環境マネジメントシステムの構築			◎	◎	◎	◎	—	・ISO14001 認証取得に関する調査票(付表1) ・環境保全の取り組みに関する自己評価表(付表2)	
2 法遵守と環境パフォーマンス向上	2-1. 環境関連法令等の遵守		○	○	○	○	○	—	
	2-2 生産活動	CO2排出量の低減	○	○	○	○	○	—	—
		廃棄物発生量の低減	○	○	○	○	○	—	—
		VOC ¹ ・PRTR ² 対象物質の排出量低減	○	○	○	—	—	—	—
		水使用量の低減	○	○	○	○	○	—	—
	2-3 物流	CO2排出量の低減	○	○	○	○	○	—	—
		梱包資材の低減	○	○	○	○	○	—	—
2-4. 自然共生の推進			○	○	○	○	—	—	
2-5. LCA データの提出			○	○	○	○	—	—	
3 化学物質管理	3-1 体制構築	化学物質管理体制の構築	○	○	○	—	—	—	
		3-2 納入品の化学物質保証	成分情報の把握および、環境負荷物質情報の提供	◎	◎	◎	—	—	・化学物質成分報告書(原材料) ・JAMA ³ /JAPIA ⁴ 統一データシート(製品/部品) ・MSDS ⁵ (原材料/副資材)
	3-2 納入品の化学物質保証	ELV指令 ⁶ 、RoHS ⁷ 指令規制物質の含有データ把握	○	○	○	—	—	—	
		環境負荷物質の削減と標準遵守	◎	◎	◎	—	—	・豊田合成「環境負荷物質非含有報告宣言書」(付表3)	
		納入品に使用する副資材の環境負荷物質把握	○	—	—	—	—	—	
		製品の梱包資材の化学物質把握	○	○	○	○	—	—	
	敷地に持込む薬剤	薬剤の化学物質の把握と情報提供	—	—	—	—	○	—	

※当社顧客への納入物流(輸送、梱包、荷役のいずれか)を委託しているお取り引き先様

1. 環境マネジメントシステムの構築

製品・部品、原材料、副資材を納入いただくお取引先様、および当社より物流を委託しておりますお取引先様は、環境保全活動を組織的に管理・推進し、改善を継続的に実現していただくために「環境マネジメントシステムの構築」をお願いします。

1-1. 環境マネジメントシステム構築の達成基準

原則下記①の基準を満たすことを条件とします。

①表-1に記載のいずれかの環境マネジメントシステムで外部認証されている

表-1. 環境マネジメントシステム一覧表

環境マネジメントシステム	認証機関	認証機関等のホームページ
ISO14001	国際標準化機構認定機関	—
エコアクション21	地球環境戦略研究機関 (IGES)	http://www.ea21.jp
エコステージ	エコステージ協会	http://www.ecostage.org/
KES 京都:EMSスタンダード	KES環境機構	http://www.keskyoto.org/

※表記以外の環境マネジメントシステムを取得される場合はご相談ください。

但し、「外部認証の取得がお取引先開始から1年以上先になる場合」については、下記②を満足する仕組みを1年以内に構築し、①達成に向けて取り組みをお願いします。

②当社が定める「環境保全の取り組みに関する自己評価表(付表2)および別紙1～6」で必須項目の基準を全て満たしている

1-2. 依頼内容

下記の書類で環境マネジメントシステムの構築状況を確認させていただきます。

- ・「ISO14001 認証取得に関する調査表(付表1)」(以下 付表1)
- ・「環境保全の取り組みに関する自己評価表(付表2)および別紙1～6」(以下 付表2)

※必要に応じ現地での確認、指導をさせていただきます。

なお、提出いただく書類は、環境マネジメントシステム構築状況により異なります。

(詳細:表-2. 環境マネジメントシステムに関する依頼事項 参照)

【新規に当社とお取引先を開始されるお取引先様】

- ・外部認証を取得済みの場合 または
- ・当社とお取引先開始から1年以内に外部認証を取得予定の場合
(付表1)に事業所ごとに取得状況を記入し、提出ください。
また、外部認証取得後、再度(付表1)をご提出ください。
※(付表2)の提出は不要です。

- ・外部認証の取得がお取引先開始から1年以上先になる場合
(付表1)および(付表2)を提出いただき、②を満足する仕組みを1年以内に構築していただき、①達成に向けて取り組みをお願いします。

【当社と継続してお取引をさせていただいているお取引先様】

・外部認証を取得されているお取引先様

継続審査を受審いただき、環境マネジメントシステムの維持と継続的改善をお願いします。

・②で基準達成されているお取引先様

①達成に向けて取り組みをお願いします。

また、法令/設備/組織/工場レイアウトなどの変更の都度、②書類の情報を更新し、環境マネジメントシステムの維持と継続的改善をお願いします。

表—2. 環境マネジメントシステムに関する依頼事項

	環境マネジメントシステム 構築状況/予定	ご依頼事項	提出書類		提出時期
			付表1	付表2	
新規 お取引先様	外部機関の認証を取得済み	認証取得状況を(付表1)に記載し、当社へ提出 以後システムの維持と継続的 改善を実施	○	—	・お取引開始時
	当社とのお取引開始から <u>1年以内に外部認証を取得予定の 場合</u>	認証取得状況を(付表1)に 記載し、当社へ提出 以後、認証取得活動の推進	○	—	・お取引開始時 ・認証取得後 (計2回)
	外部機関の認証取得が 当社とのお取引開始から <u>1年以上先になる場合</u>	現在の状況を(付表1、2)に 記載し、当社へ提出	○	○	・お取引開始時
		(付表2)を充実させ、 ②を満足する仕組みを 1年以内に構築	○	○	・②達成時
	認証取得活動の推進	○	—	・認証取得後	
継続 お取引先様	外部機関の認証を取得済み	継続審査を受審、 環境マネジメントシステムの 維持と継続的改善	○	—	・年度毎に所定の 期日(4月末) まで
	②により基準達成済み	①達成に向けて取り組み継続 ②記載内容 (法令/組織/レイアウト等)の 変更都度、書類の更新と 環境マネジメントシステムの 維持と継続的改善	○	○	

2. 環境関連法令等の遵守と環境パフォーマンスの向上

当社は国内外の連結会社を含めグローバルでの環境保全に取り組んでおります。お取引先様におかれましても、当社の取り組みに対しご理解をいただき、当社およびお取引先様から環境問題を発生させないことはもとより、低炭素社会、循環型社会さらには自然共生社会の構築に寄与するため、法令等の遵守と環境負荷低減への積極的な取り組みをお願いします。

※以下2-1～2-3項については当社への資料提出は不要です。
取り組み状況については必要に応じ、確認させていただきます。

2-1. 環境関連法令等の遵守

環境関連法令等を遵守した事業活動をお願いします。

2-2. 生産活動における環境負荷低減の取り組み

以下の環境パフォーマンスの向上に努めてくださいますようお願いいたします。

- (a) CO₂ 排出量の低減
- (b) 廃棄物発生量の低減
- (c) VOC 排出量および PRTR 対象物質排出量の低減
- (d) 水使用量の低減

2-3. 物流における環境負荷低減の取り組み

以下の環境パフォーマンスの向上に努めてくださいますようお願いいたします。

- (e) 物流のCO₂ 排出量の低減
- (f) 梱包・包装資材の低減

2-4. 自然共生の推進と生物多様性への配慮

生物多様性に対して最大限ご配慮いただき、自然共生社会の構築に向けた取り組みをお願いします。

- (g) 自然の保全に取り組む地域、団体などとの協働・連携も含め、自然環境をより良くする活動も可能な範囲で実施をお願いします。
- (h) 2-1～2-3 の取り組みを推進することで、間接的に自然共生社会の構築につながります。従って自然共生社会の構築を念頭に取り組みの強化をお願いします。

2-5. LCA データの提出

豊田合成では、製品のライフサイクルで見た環境にやさしい製品づくりを推進しています。お取引先様におかれましても、環境にやさしい製品づくりの推進をお願いいたします。

また、グループ各社から LCA データ提出の要請があった場合、データは豊田合成で作成しますが、必要に応じご協力をお願いする場合がございます。その時の対応方法につきましては、都度、ご説明させていただきます。

3. 化学物質管理

当社は国内外の連結会社を含めグローバルでの環境関連法令等を遵守した製品の生産を行うため、製品含有化学物質管理に取り組んでおります。
お取引先様におかれましても、当社の取り組みに対しご理解をいただき、納入品に対し、化学物質の管理をお願いします。

3-1. 化学物質管理体制の構築

化学物質管理関連法令の強化(化審法⁸改正、欧州 REACH⁹規則のSVHC¹⁰追加等)により管理すべき化学物質は増加してきております。

自社製品等に含まれる化学物質を把握し、管理すべき化学物質の増加に迅速かつ的確に対応できる管理体制の構築をお願いします。

具体的には

- ・化学物質管理責任者の選任
- ・化学物質管理の業務規定の制定
- ・自社製品のサプライチェーンの明確化

等の実施をお願いします。

なお、お取引先様の管理実態を確認するため、監査を実施させていただくことがあります。

3-2. 納入品の化学物質保証

(1) 成分情報の把握、および環境負荷物質情報の提供

当社は製品含有化学物質管理のため、

豊田合成技術標準「環境負荷物質に関する材料・部品の管理規定(GSG-A026)」

(以下「GSG-A026」)を制定しております。

当社へ製品・部品、原材料、副資材を納入いただいているお取引先様は、「GSG-A026」を遵守し、規定された化学物質成分情報等の提出をお願いします。

※「GSG-A026」に規定する化学物質は「**豊田合成禁止・申告物質リスト**」(以下「禁止・申告物質リスト」と表記)として制定しております。「禁止・申告物質リスト」は環境関連法令、GADSL¹¹ その他当社独自で定めた物質で構成されております。お取引先様におかれましては「禁止・申告物質リスト」を確認いただき、禁止物質の不使用、申告物質の確実な申告をお願いします。

なお、「GSG-A026」および「禁止・申告物質リスト」は当社調達部ホームページに掲載しており、標準の改訂都度 調達部よりお取引先様へ改訂版掲載のご連絡をいたします。

常に最新版をご確認いただき、リスト掲載物質の含有がある又は、その懸念がある場合は当社へ報告をお願いします。

※調達部ホームページについてはお取引先開始時点で調達部門よりご連絡いたします。

(2) ELV、RoHS指令規制物質非含有データの把握

ELV、RoHS指令に規定される規制物質の非含有を把握いただき、そのエビデンスデータの保管をお願いします。必要に応じ当社からエビデンスデータの提出をお願いします。ありますので、その場合は速やかにデータ提出をお願いします。

(3) 使用禁止物質の非含有と申告物質の報告

「GSG-A026」で規定された①使用禁止物質の非含有および
②使用申告物質の報告について、現時点および今後継続して保証いただくため、
新規のお取引先様には「豊田合成 環境負荷物質 非含有・報告宣言書」(付表3)の提出を
お願いします。

(4) 納入品に使用する副資材

当社では「副資材推奨品リスト」を制定しております。
当社への納入品生産に使用する副資材は「副資材推奨品リスト」掲載品を使用いただくよう
お願いします。
なお、「副資材推奨品リスト」は当社調達部ホームページに掲載しております。

(5) 製品の梱包資材の化学物質把握

お取引先様から当社へ納入いただいている納入品の梱包資材に
「禁止・申告物質リスト」が規定する禁止物質を含まないよう、梱包資材の化学物質把握を
お願いします。

3-3. 敷地内に納入・持込む薬剤等

当社へ設備等を納入するお取引先様および工事、清掃、造園を請け負うお取引先様は
納入材料ならびに持込み材料(設備に付帯する油剤、農薬などの薬剤を含む)に
「禁止・申告物質リスト」で指定する「禁止物質」を含まないようお願いします。

提出先：豊田合成(株) 調達企画室

IS014001 認証取得に関する調査表

作成 年 月 日

ご回答会社の概要

会社名				取引先コード	
メーカー名	(貴社が商社の場合記入願います)				
従業員数			資本金		
評価責任部署			役職	お名前	
連絡先	TEL		FAX	E-mail	

取得状況について、下表の該当する番号を○で囲み必要事項を記入願います。

また、下表 2.3 項に該当するお取引先様は「環境保全の取り組みに関する自己評価表 (付表 2)」も記入願います。

(外部認証取得済み、または1年以内に外部認証取得予定のお取引先様は、付表2の提出不要)

IS014001 認証取得状況

取得状況・計画	事業所名	納入品	取得年月日 取得予定日	認証機関
1. 外部認証取得済 (IS014001 以外の場合は 認証制度名を ご記入ください※ 認証名 <input type="text"/>)	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
2. 今後外部認証を 取得予定 (IS014001 以外の場合は 認証制度名を ご記入ください※ 認証名 <input type="text"/>)	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
3. 認証取得計画なし	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	認証取得まで1年以上の場合 ↓ 「環境保全の取り組みに 関する自己評価表(付表2)」 の自己評価を左の 事業所毎に記入願います	

※例:エコアクション21・エコステージ・KES 等

提出先: 豊田合成(株) 調達企画室

環境保全の取り組みに関する自己評価表

以下の各項目について、回答欄に○×印を記入願います。

(ISO14001 を取得済および1年以内に取得予定のお取引先様は提出不要です)

	評価項目	確認事項 (基準となる事項)	評価 ○×	○の項目に対しては 確認資料を提出下さい (提出資料の例)
必須評価項目	環境関連法令等の把握と届出	・環境関連法令等を把握している		・適用法規一覧表 【別紙1】参照
		・全ての特定施設を届出している		・特定施設一覧表 【別紙2】参照
	廃棄物関連法の遵守 (産業廃棄物を排出している企業のみ回答)	・マニフェストを発行・回収している		— (必要に応じ確認させていただきます)
		・廃棄物処理業者を管理している (契約、許可書の確認、点検等)		・廃棄物種類・処理先一覧表 【別紙3】参照
		・自社の廃棄物置場を点検している		・廃棄物置場点検表 【別紙4】参照
	排水水質等の測定と基準値の遵守 (法対象の排出物が有る企業のみ回答)	・排出(音、排水、排ガス等)しているものを測定している ・排出レベルの異常を検知する方法がある		・規制基準値と測定計画・実績管理表 【別紙5】参照
緊急事態への対応	・緊急事態への対応のしくみがある ・環境違反・苦情発生時に、即日、当社調達部へ連絡する体制がある		・緊急事態発生時の対応手順 【別紙6】参照	
その他項目	環境法令への対応	・法違反や官庁指導がない		— (過去1年間に法違反や官庁指導があった場合はその対応資料)
	環境苦情への対応	・近隣住民からの環境苦情がない		— (過去5年間に苦情があった場合はその対応資料)
	将来規制への対応	・環境関連の法動向や社会動向を把握している		— (必要に応じ確認させていただきます)
	生産・物流における環境負荷低減への対応	・低減目標を設定している (CO2、廃棄物 等)		— (必要に応じ確認させていただきます)
	生物多様性の配慮と自然共生の推進	・自然環境をより良くする活動を行っているか		— (必要に応じ確認させていただきます)

 は全て必須です。取り組み内容が確認できる資料の提出をお願いいたします。

※別紙1～6については調達部ホームページに掲載

豊田合成「環境負荷物質 非含有・報告宣言書」

当社が貴社に納入する全ての製品(原材料・副資材、部品など)において、
豊田合成技術標準「環境負荷物質に関する材料・部品の管理規定(GSG-A026)」
で規定された

① 使用禁止物質の非含有

② 使用申告物質の報告

について、現時点および今後継続して保証いたします。

万一、この保証に違反したことにより、欧州ELV指令および貴社の要求に基づく
規制を遵守できない事態が発生し、貴社および貴社顧客が損失・損害を被った場合、
当社はこれらの損失・損害を賠償する責を負うものとします。

・回答日	年 月 日	
・会社名		
・責任部署名		
・責任者役職名		
・責任者名(サイン)		
・押印	印	
・回答窓口 担当者	部署	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
	e-mail	

用語説明

No	用語	正式名称	意味
1	VOC	Volatile Organic Compounds	揮発性有機化合物 (大気汚染防止法で規定された揮発性有機化合物)
2	PRTR	Pollutant Release Transfer Register	環境汚染物質排出・移動登録制度
3	JAMA	Japan Automobile Manufacturers Association, Inc	社団法人 日本自動車工業会
4	JAPIA	Japan Auto Parts Industries Association	社団法人 日本自動車部品工業会
5	SDS	Safety Data Sheet	化学物質安全性データシート
6	ELV指令	End-of-Life Vehicle	欧州の廃車指令
7	RoHS指令	Restriction of the use of the certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment	電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令
8	化審法	化学物質審査規制法	化学物質について人や動植物への有害性などについて審査・規制するとともに、環境を經由して人の健康を損なうおそれがある化学物質も審査・規制する仕組み
9	REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	欧州の化学物質に関する「登録」「評価」「認可」及び「制限」に関する規則
10	SVHC	Substances of Very High Concern	高懸念物質(REACH 規則で指定) 人の健康や環境に重篤な損傷を引き起こすと懸念される物質
11	GADSL	Global Automotive Declarable Substance List	日米欧の自動車関連業界が作成した、自動車として管理すべき化学物質のリスト
12	LCA	Life Cycle Assessment	資源採取から製造・物流・販売・使用・リサイクル・廃棄にいたるまでの製品のライフサイクル全体を通じて環境負荷や環境影響を定量的に把握し、客観的に分析・評価する手法

本件に関するお問い合わせは下記までお願いします

豊田合成株式会社 調達部 調達企画室

TEL 052-400-5120

裏表紙「ナイスリーマーク」

“人と地球にナイスリー”のロゴマークは豊田合成の環境保全に対する姿勢を
3つのナイ(つくらナイ、すてナイ、まかせナイ)と「人と地球に nicely」を掛けて表しています



発行部署

豊田合成株式会社 調達部

発行／2016年9月

改訂／2020年10月